

# 令和元年度 第3回 豊田市国民健康保険運営協議会 議事録（要約表記）

日 時 令和元年12月19日（木）午後2時～3時15分  
会 場 豊田市役所 南52会議室

- 《出席委員》  
14名
- 城戸 よしみ（被保険者代表）  
黒川 照明（被保険者代表）  
鈴木 みさ子（被保険者代表）  
宇野 忠男（被保険者代表）  
関口 哲男（被保険者代表）  
池井 真守（被用者保険代表）  
伊藤 直史（保険医薬剤師代表）  
福岡 保芳（保険医薬剤師代表）  
吉田 哲也（保険医薬剤師代表）  
柿島 喜重（公益代表）※ 会長  
大高 日出子（公益代表）※ 職務代理者  
小松 直之（公益代表）  
丸山 真（公益代表）  
藪押 光市（公益代表）
- 《欠席委員》  
3名
- 高橋 恭弘（被用者保険代表）  
高橋 昌久（保険医薬剤師代表）  
近藤 栄治（保険医薬剤師代表）
- 《事務局》  
12名
- 中川 恵司（市民部長）  
藤井 美彰（市民部副部長）  
鈴木 稚佳子（地域保健課長）  
成瀬 文浩（保健部総務課長）  
達本 真弓（債権管理課長）  
杉本 正弘（国保年金課長）  
堀田 巖（国保年金課副課長）  
堀江 芳恵（国保年金課担当長）  
青井 芳裕（国保年金課担当長）  
兵藤 隆裕（国保年金課担当長）  
中根 紘子（国保年金課担当長）  
須賀 淳子（国保年金課主査）
- 《傍聴者》  
1名

- 1 会長あいさつ
- 2 協議会の成立
- 3 議事録署名者の選任  
議長が議事録署名者に黒川委員を指名

#### 4 議 事

【協議事項】 「令和2年度豊田市国民健康保険税率等について」

(事務局) 資料に基づき審議経過の概要及び協議事項2点を説明

(議長) 3ページの協議事項2点について、意見、質問はあるか。

(委員) 被用者保険からみると一般会計からの法定外繰入は基本的にはやめていただきたい。被用者保険から前期高齢者納付金を多く支払っており、その部分は、被用者保険の被保険者が支払った保険料に含まれている。一方で、その人たちは豊田市民として市税も納めている。ということは二重に支払っているということになる。ただ、そうは行っても早々にやめることは難しいので、将来的に解消していただきたいという考え。基金規模をある程度決めていくのは必要なことである。基準を決めずに貯めていく一方なのはいかがなものかと思う。よって、3ページの協議事項の3 基金の考え方というところは結構である。4 法定外繰入基準のAとイは分かるが、ウの基金積立の額が3の令和2年度以降の基金の考え方でいいのか。法定外繰入はこの3つしかしないということによろしいか。

(事務局) 一般会計繰入の赤字補てんについては、先ほど2ページの(2)その他③のとおりとなる。従来から被用者保険代表に指摘されていることを盛り込んだ内容にしている。この度、市の施策によるものは繰り入れ、それ以外は解消するという案で、ウの基金積立は、将来的に納付金の変動要因がかなりある。そういった変動要因をみることで、本市の財政状況を勘案する必要がある。原則、この3つとするが、その場その場で協議しないといけない。毎年、運営協議会で税率の検討をする際に、再度、これでいいのか検討していくわけだが、令和2年度の運営協議会ではある程度その見通しをわかる範囲で示した中で検討していただきたいと考えている。ずっと本来の保険税水準にしないのではなく、緩やかに保険税水準を合わせるような努力をしつつ、足りない部分を基金や一般会計からの繰入を活用しながら進めていきたい。それが、今の案では8年間程度をかけて緩やかにやっていきたいということである。

(委員) 案自体が良くないというわけではなく、8年間という目途を決めておかないと、歯止めがきかなくなる恐れがある、といこうと。基金規模の保有額をある程度決めたいうえで、それが8年後になったらどうするのかという話が出てくるが、現時点で医療費等将来のことを考えてもわからないので、現時点ではこれでよいと思うが、被用者保険としては、あくまで③については解消に向けていってほしい。

(事務局) 期限を決めずに繰り入れ続ける状態は解消しなければならない。その点を含めて、来年度、わかる範囲で見通しを示しながら、それに対して意見をいただきたい。

(委員) 被用者保険が国民健康保険に対して負担をしているとはどういうことか。私たちも同じように市税を納めているが、一般会計をどのように使うかを考えて決めるのではないか。

- (事務局) 事務局で理解している内容としては、被用者保険の加入者は、自身の保険料の中に国保に支払う前期高齢者への支援金が含まれている。つまり、被用者保険の加入者は、保険料と前期高齢者を支援するためのお金をひくくくめては保険料を納めているため、一般会計からの繰入をするということは、被用者保険の加入者が納めた市税の一部も国民健康保険で使われるということ。国保の加入者も一般会計となる市税を納めているが、そういう意味では、被用者保険の加入者は、自身の保険料以外にも負担をしているということを理解していただきたいということ。一般会計からの繰入については、国のガイドラインにおいても、極力なくすべきものとされている。前回説明したとおり、保険者努力支援制度でマイナス評価になるという縛りもでてきているし、いずれ一般会計からの繰入は解消しなければならない状況にある。
- (委員) 赤字解消が国の方針だということは承知しているが、決定事項なのか、これからの方向性なのか。まだ、方向性だけで具体的に繰入ができないということではないか。当面、繰り入れて税率を上げることはやめてほしい。保険者努力支援制度のペナルティはもう始まっているのか。
- (事務局) 保険者努力支援制度のマイナス評価はすでに始まっている。赤字補てんをした場合は、赤字解消計画を作成し、国へ報告する必要があるので、これについては、対応せざるを得ない。ただ、本市は単独で運営していた時と比べて、納付金を負担するうえで保険税の必要額にかなりの乖離があるので、一度に引上げをすることはできない。緩やかに引上げをするための活用を考えている。
- (議長) 基金と法定外繰入で意見はあるか。
- (委員) 私たち被保険者が一番望むことは、2 ページ (2) ⑤の持続的かつ安定的運営ができる、というところである。保険税の急激な上昇にならないように考慮してもらい感謝している。今後も30、40代の若い人にとって安定的に運営される保険制度であってほしい。保険税は安ければ安いほうがよいと思うし、一般会計からたくさん繰り入れて保険税をずっと据え置きにしてほしいという気持ちはあるが、現実的ではない。国民健康保険で助かっている面もあるので、将来的に負担が増えていくことは仕方ないし理解しているつもりである。安定的は運営ができるよう努力していただくよう希望している。
- (事務局) 市の裁量が少なくなっていく中で、いろいろな方法を考えながら、課題を解決していきたい。構造的な課題については、被用者保険の保険料と比べて、所得に対する負担が高いところは承知をしている。そういうところは国庫負担の拡大や抜本的な制度改革が必要であるので、引き続き国や県に要望をしていきたい。
- (委員) 資料はよくまとまっている。3ページの協議事項3の(3)本市当初予算の編成方針を踏まえてというところだが、何をみるかというところでは、豊田の進むべき方向を語るのが編成方針だと思うので、国保を語る際には、本市財政状況等を踏まえ、とした方がわかりやすい。方針についての意見は特にない。
- (議長) 答申書の案について協議したい。
- (事務局) 3 ページ (3) の具体的な方法については、の部分は、本市の財政状況等を踏まえに変えるということにしたいがどうか。
- (事務局) 委員のみなさんからの意見がなければ、提案のとおりとしたい。
- (委員) 財政状況だけでなく、当初予算の編成方針も含めて財政状況等にしたらよいのではないか。

- (議長) 答申書の本文に影響するため先に決めたい。他に意見がないなら、本文も含めて予算の編成方針を財政状況等に変更するというところでよろしいか。そのことを踏まえて答申案の審議に移る。
- (全委員) 異議なし。
- (事務局) 委員意見を反映し、答申案全文を読み上げ
- (議長) 1 ページの第1 審議経過について意見はあるか。
- (委員) 2 ページのこ 保険税率改正以外の取組について協議したとあるが、どのような内容になるのか。
- (事務局) 保険税率以外の取組は、3 ページ 第3 その他付帯意見の1の医療費適正化の取組のことである。
- (議長) 2 ページの第2 答申内容について意見はあるか。
- (委員) 3 ページ 4のウの※出産育児一時金の一部及び葬祭費分、安定維持分の法定外繰入は廃止するというところで、今までは繰り入れていたが、できなくなるのは、先ほどの国の方針によるものか。
- (事務局) これまでは法定外繰入をしていたが、保険者努力支援制度や国のガイドラインで、この項目については決算補てんという分類されるので、廃止して、市の施策による項目のみを繰り入れることとした。
- (議長) 3 ページ 第3 その他付帯意見について意見はあるか。
- (委員) 4 ページの3で、令和3年度以降か令和2年度以降か、どちらが正しいか。
- (議長) 令和3年度分以降という意味でよいか。
- (事務局) 今回、令和2年度の保険税率を検討ください、と諮問させていただいている。この部分の趣旨は令和3年度分以降の分もということであり、分かりづらい表現になっているので、令和3年度分以降という表記に変更したいが、いかがか。
- (委員) 4 ページ 3の保険税率等の方向性を一旦決めたとしてもという部分は漠然としている。説明をしてほしい。
- (事務局) 保険税率等の方向性を一旦決めたとしても、については、今回の保険税率については、自然増分と不足分の8分の1の額を保険税で賄うという案である。これは8年間で自然増分と不足分の8分の1の額を上げていく案を出しているが、まだまだ変動要因が多いので、毎年それでよいかどうかを確認していく必要があるということである。
- (委員) 少し戻るが、3 ページの3 令和2年度以降の基金の考え方についての(1)納付金の5%というのは、前回5%という説明があったが、それと同じか。
- (事務局) 納付金の5%とは、3 ページの3 (2)の基金の活用で、イ 県納付金の仮算定結果と本算定結果の差額調整とあるが、これについては、県納付金の本算定結果が1月中旬以降に公表があるので、この運営協議会では県納付金の仮算定結果で協議し答申をいただく。本算定結果が、もし増額になった場合、基金があればよいが、ない場合は再協議をする必要がある。納付金の5%くらいの余力を持っておかないといけないという趣旨である。
- (委員) 安定した国民健康保険に加入していきたい。保険税の引上げ幅を縮めることによって、数年後に保険税の負担が多くなるのは避けてほしいので、B案には賛成であり妥当だと思っている。
- (委員) 不確定要素が多いので今回の結論は妥当だと考える。いろいろな要素がある中でも、外国人についてだが、豊田市の全体人口は42万5、6千人で停滞している中で、日本人はここ2、3年減り、外国人は増えてい

る。外国人の総数で見ると 4.4%になる。就労人口や外国人の医療の使い方の問題も指摘されていたが、そういう要素も次年度教えてほしい。

(事務局)

(議長)

(事務局)

(議長)

外国人の状況については、また報告させていただく。

3、4ページの修正箇所を確認したいので、再度読み上げてほしい。

委員意見を反映して該当部分を読み上げ

修正を含めて答申案について採決をとる。本協議会としてこの案でよいか。賛成の委員は挙手をお願いしたい。挙手多数により、一部表現の修正を加え、原案どおり可決した。

これをもって本日の運営協議会に提出された案件はすべて終了した。

〈議事終了により、会長議長を降りる〉

以上